

貞 享 騒 動 に つ い て

貞享義民記念館

1 江戸期松本領の変転

- 石川氏入封 天正18年(1590) 安曇・筑摩二郡 知行高8万石とも10万石  
23年間 ※大久保長安の不正私曲事件に連座し改易
- 小笠原氏入封 慶長18年(1613) 8万石 ※飯田5万石より3万石加増  
4年間 ※2万石加増で播磨明石10万石に転封
- 戸田氏入封 <sup>げんな</sup>元和 3年(1617) 7万石 ※高崎5万石より2万石加増  
16年間 東5千石 松本市中山・寿、塩尻市片丘辺り 諏訪領松本領より分離  
西5千石 松本市和田・山形村、朝日村、塩尻市洗馬辺り 高遠領  
保福寺道辺り 金山領  
※播磨明石7万石に転封
- 松平直政入封 寛永10年(1633) 7万石 ※越前大野5万石より2万石加増  
5年間 ※松江18万6千石に転封
- 堀田正盛入封 寛永15年(1638) 10万石(松本7万石、安房・上野より3万石)  
4年間 ※武蔵川越3万5千石より6万5千石加増  
※1万石加増で下総佐倉11万石に転封
- 水野氏入封 寛永19年(1642) 7万石 ※三河吉田4万石より3万石加増  
83年間 二代<sup>なほ</sup>忠職 寛文4年(1664)  
七日市場・一日市場村をはじめ11か村5千石を、弟忠増領に名目上の分地。  
正徳4年(1714) 実際に分家領として笹部陣屋支配となる。  
※六代忠恒が起こした松本大變により改易。若年寄水野壱岐守の尽力により、忠直九男忠穀に  
佐久郡のうち7千石、忠直の庶子四男忠照に2千石が与えられ家名が残る。  
※忠穀の次代忠友(老中)に三河大浜にて大名に復歸、のち駿河沼津城を与えられ城持ち大名  
に。明治元年(1868)所領5万石のまま藩庁を上総菊間に移転。廃藩置県を迎える。子爵
- 戸田氏入封 享保11年(1726) 6万石 ※志摩鳥羽6万石より転封  
143年間 1万石減石分が幕府領に 麻績組全村(23ヶ村)、会田組全村(35ヶ村)、出川  
組6ヶ村(全13ヶ村中)、塩尻組20ヶ村(全28ヶ村中)松本領に復歸  
壱岐守領9ヶ村

2 惣百姓一揆

(1) 二斗五升が意味するもの

○ 松本藩の年貢

- ・ 五公五民(天領での年貢の割合に準ずる)
- ・ 粃拵え 俵一俵に粃五斗入れ(二斗五升の玄米がとれる。摺歩五歩)
- ・ 年貢の増徴 ※引分(減免率)減と粃換算率(摺歩)の変更による増徴

先戸田期(1617~1633) 粃一俵五斗三升入米三斗挽 ※延米三升を加える。

貞享3年(1686) 粃一俵五斗三升入米三斗四・五升挽

※県内他藩の年貢

※諏訪市史・松代町史統編

諏訪藩 83%から11%まで、ならしてみるとほぼ四公六民。

松代藩 四公六民 延宝2年(1674)「覚」粃一俵五斗三升入米寛文京橋二斗八升挽

○ 延宝4年(1676)小倉・及木村の田畑入下げ検地 ※二代水野忠職の慶安検地(1649~1652)

	村高	入下げ高	村高比
小倉	415.5石	88.5石	21.3%
及木	403.9石	95.5石	23.6%

(2) 一揆への参加率 全体の66パーセント

粃納の村の88パーセント

(3) 郡奉行宛の五カ条の訴状

- ① 粃踏み磨きは迷惑のこと。
- ② 粃一俵玄米にして三斗から三斗四・五升入れとは迷惑。高遠・諏訪領並みの二斗五升入れにしてもらいたい。
- ③ 大豆で納める金納分の値段は粃値段並みにしてもらいたい。
- ④ 江戸廻米に損耗分一升の加算や、販売米となる廻米の領外金沢・浦野宿までの駄賃負担は迷惑のこと。
- ⑤ 小人(奉公人)の人選が厳しくなった上、給金の余内金(村負担)は迷惑のこと。

(4) 訴えの根拠

五カ条の内容いずれも、先年にはなかった増徴新法であるから、この新法を不当として旧法への復帰を願いあげたもの。

(5) 騒動の経過

	百姓の行動	藩の対応
9月末	中萱村での収納 百姓中と納方衆の間で争論	
10/14	大手門枡形の張番所に訴状差し出される	夜、町方へ「百姓どもに、みだりに宿貸すまじく」
15		「訴訟人であってみれば町中一宿苦しからず、遠慮に及ばず」 明日には郡奉行役所に来るよう指示。
16	郡奉行役所には行かず 打ちこわし 伊勢町・中町の挽屋・庄屋江戸直訴の相談	夜、18日に申し渡す予定だった回答書を郡奉行役所で組手代に渡す。
17	朝、引き上げる。居残るもの140~50人	夕刻、代官より請書の案文が渡される
18	居残ったもの江戸直訴を息巻く 麻績・会田より4・500人来る 残らず帰村	夕刻、家老連判の御達書出る 夜、江戸藩邸へ急使、目付2名 少し遅れて郡奉行吉田甚五兵衛、江戸へ
19		夜、村々へ御証文配布 家老鈴木主馬江戸へ
20	朝、各組手代・庄屋・組頭・長百姓、回答書のお礼に松本へ、代官より証文返上を言われる。あわせて「三斗挽きにしてほしい」という請証文の提出を命じられる。	夜6時頃、両目付江戸着
21		昼過ぎ、郡奉行着
22		午後2時頃、家老江戸着 その日のうちに叔父の周防守忠増を伴って老中大久保加賀守忠朝邸を訪れ、老中

		の了解と指導を受ける。
23	代官より御証文返却と請書提出の厳命	目付岡島権兵 江戸発
25		23日付け藩主忠直・叔父忠増の書状を持ち、家老鈴木主馬以下2名、江戸を発つ。
28	晩、代官より御証文持参せよの命令	鈴木主馬以下、松本帰着
29	御証文・請書を提出。年貢収納方について指示をうける。	
11/ 1	収納開始の命令、馬廻衆により伝えられる。	
2		新旧納手代へ代官から覚書が渡される。
3	領内一斉に年貢収納始まる。	藩主忠直の意を受け、山上凶書・秋本源五兵衛帰城、評議始まる。
7		組手代に指示した騒動参加者調べが届く。
10		組手代に対する郡奉行の審問がある。
15		夜中より、頭領の者11名と兄弟・子供召捕り。
16	夜明け、村々に逮捕・牢舎の覚書渡される。	
22		処刑
23		山上凶書・秋本源五兵衛による達書を郡奉行名で布達。

貞享4年7月6日 日根野儀兵衛郡奉行所において忠直の申渡書が手渡される。

### 3 処罰

#### (1) 幕府御老中宛の覚書書状(信府訴訟記)

松本領収納の時、百姓願いの事あって城下に集まり、郡奉行に願いのこと申し上げた。前々よりのしきたりについて、城下に大勢の百姓どもが集まることは認めていないにも関わらず、また留守居の者からの報告もないまま、百姓願いの通り認めたため、それにより百姓どもは帰村した。このようなことは自然わきからよりお聞きになられ、一体いかなることかとお思いになられていることと存じます。

- ① 願い一か条は、前々より三斗挽きで納めてきたところ、二斗五升挽きにしてくれと強く願い上げ、大勢の百姓らが集まること仕方なく留守居の者どもが願いの通り認めてしまった。
- ② 二十分の一大豆については、半分は時の相場で金納してきたところ、粃相場で納めたいというので、今度その通り申し付けました。
- ③ 江戸への廻米は、甲州通り五里津出しでやってきたところ、今度領分境にしてほしいと願い上げてきたので、これも願い通り申し付けました。上州通り江戸米は前々通り五里津出しを申し付けました。
- ④ 右甲州通り廻米は、一俵に差米(欠米)として一升入れさせてきたが、大変迷惑だというので、今度欠米は入れないように申し付けました。
- ⑤ 小人余内金を出すことについては、先年願い出によって給金を上げたので、余内金は出さないうように庄屋どもからは請書まで取ってあるので、今度また願い出たので、前々の通り給金で召抱えると申し付けました。

以上五か条は、松本藩水野初代忠清より、父の忠職そして私の代まで新規のものは一か条もありません。すべて先代からのことであります。

#### (2) 老中大久保加賀守忠朝の話

「すべて先規の例によることならば、百姓どもの申し分不届きなり。また、五里津出しの法は

公儀の定めであるのに、甲州米はどうして免ぜらるるや」

「明日殿中の寄合でつぶさに申し伝えておく。この書状の趣旨よくわかった」

「訴訟に出ない者どもには少々の褒美賜ることしかるべし、訴訟のうち頭領たる者については、周防守など年長の者の相談を得て、仕置きしかるべし」

(3) 処刑

	磔	獄門
安曇郡長尾組楡村	小穴善兵衛	子しゅん(春吉)、子惣助(照次郎) 弟松右衛門、子長之助 弟次兵衛
中萱村	多田加助	子伝八、子三蔵 弟彦之丞
上野組大妻村	小松作兵衛	子兼松
氷室村	川上半之助	子彦(彦松)、子権之助 弟左五兵衛
筑摩郡島立組堀米村	丸山吉兵衛	子権太郎、子与作 堀米弥三郎
出川組梶海渡村	塩原惣左衛門	子三之助
笹部村		赤羽金兵衛
岡田組浅間村	三浦善七	
岡田町	橋爪善七	弟勘太郎
会田組執田光村		望月与兵衛、子藤兵衛(戸右衛門)

(4) 付加刑

○ 信府訴訟記

田畑・家財ことごとく蕨所(没収)に仰せられ、その所の組手代・庄屋・惣百姓にくだし賜る。  
昨日処刑された者たちの胴は関半右衛門・加藤彦太夫に申し渡して、牢屋において試すように仰せ付けられた。……

○ 後鑑記

※成相組 組手代の覚書風記録 豊科丸山芳市家文書

郡奉行から密かにではあるが、後家の跡目相続を認めるという書付が村ごとに渡されたと記録されている。

(5) その後の処置

○ 女房らの懐胎調べ

○ 郷中の見回り巡検(藩主忠直帰城による直々の百姓申渡しによって終わる)

4 惣百姓一揆の背景

(1) 軍役(慶安軍役 7万石 1463人)

○ 2代忠職

- ・大坂勤番 承応元年(1652) 2年間、忠職大坂まで出張  
万治元年(1658) 翌2年まで、1800人余り  
寛文元年(1661) 2年まで、ほぼ同数

・寛文3年(1663) 将軍日光社参警護

○3代忠直

・天和元年(1681) 高田藩改易在番

・元禄2年(1689) 高遠藩改易在番

・宝永2年(1705) 江戸近辺川ざらい

(2) 騒動前3年間の米価安 御用留日記などより、1俵当たりの金額・朱

1680:約6朱 1683(天和3):約2.5朱 1684(貞享1):約3朱 1685(貞享2):約2.5朱

(3) 3代目藩主忠直の施政(寛文8年(1668)~正徳3年(1713)) 田中薫著「松本藩」より

○ 延宝3・4年(1674~75)の飢饉

○ 延宝8・9年(1679~80)の飢饉

○ 天和3年(1683)から極端な米価安

○ 元禄3年(1690)波田若沢寺・梓川熱田神宮、真光寺の阿弥陀如来参詣を兼ねた波田や小倉室山の松山での松茸狩り。

○ 宮村・岡宮の祭礼に粃や金子の寄進。元禄5年(1692)から、境内での舞台の曳き回しが始まる。

○ 元禄11年(1698)宮村の明神・天神両社に二基の神輿を寄進。翌年岡宮神社へも神輿を寄進する。祭りといひ五節句の倣いといひ、諸遊芸など、華やいだ元禄時代江戸の風俗を松本にもってきた。

○ 武術のほか能・狂言・茶道をはじめ囲碁・将棋におよぶ諸遊芸を稽古奨励。

○ 御用金策の開始

・ 宝永3年(1706) 御普請のため9000両

・ 宝永8年(1711)

・ 正徳元年(1711) 三州矢作大橋の御用金951両1分

## 5 騒動の成果

(1) 山上図書・秋本源五兵衛による達書

「五カ条の願ひ事は、新法として申し付けたものではなく、先代からのしきたり通り申し出たものであるから一か条も差し許さず、前々の通りとする。」

(2) 五カ条の成果

① のぎ取りは廃止。

② 増徴の三斗四・五升挽きはなくなり、一俵五斗三升入れの三斗挽きの従来原則が確認された。

③ 大豆値段は、粃値段との差はほとんどなくなっている。

④ 江戸廻米の損耗分は五合までとなり、俵拵えも簡素化される。江戸への廻米と販売米との区別。

⑤ 小人余内金は第一次回答書の通り。しかし、実体は改善されていないよう。

総合的に見て、願ひ五カ条は大きく達成されており、第一次回答書の内容は忠実に履行されている。

※ 田中薫著「貞享義民一揆の実像」

(3) 騒動後の変化

○ 強圧的な増徴策はなくなり、増徴新法に歯止めがかかった。

○ 百姓成立・相続を認める行政のあり方、代官・納手代らの村政への介入を制限してより村の自治が実現していく方向に変わる。

※御救いの宛挽き(一俵の五分の一、一斗八合を抜き取る)

「さてまた納租のことであるが、大枘は手で押さえ、小枘はねぶとはれ物のように盛り上げるようにとは、上役からも言われそのように盛り上げたもの」

(4) 貞享騒動後の藩の財政(宝永元年(1704) 『県史』5-1「定法中勘定」)

年貢納高の約16%、兄弟様返し分を差引けばほぼ20%の赤字分を記録している。

## 6 義民として伝承

### (1) 騒動の物語化

- ・ 明治11年(1878) 中萱嘉助略伝 竹内泰信 松本新聞連載
- ・ 明治12年(1879) 民権鑑加助の面影 松沢求策 松本常盤座初演

### (2) 佐野村発端の騒動記

文久4年(1864) 嘉助騒動之事 三沢誠也家文書

安政2年(1855) 水野騒動記 二木定子家文書

藩役人を打ち殺す。

百姓動員を安曇・東筑の北辺から触れ流す一大騒動。

指導者とする加助・善兵衛らは登場してこない。

## 熊野神社のお船祭りについて

### ○由来

熊野神社の祭典に出される山車は、昼の「お船」と夜の「屋台<sup>やたい</sup>」の2種であり、かつては上中萱・下中萱のそれぞれに1台ずつあった。互いの船をぶつけ合う祭りをしてきたが、船の破損や老朽化が激しく現在は、上中萱と下中萱が協力してお船1台と屋台1台を出している。

### ○明治9年(1876)にお船祭りがはじまる

昭和19年(1944)～20年 第二次世界大戦のため中断

昭和42年(1967)～55年 中断

昭和56年(1981) 神社修築を契機として復活、今日に至る。

### ○祭日

古くから明治初期まで、旧暦7月6,7日。新暦になって8月6,7日に執り行った。

昭和57年(1982)～現在 8月最終土・日曜日

### ○概要

お船は高さ8メートル、長さ14メートル、幅3メートル、県下最大

組み立て(船張り)は、祭典の1週間前に 区長、隣組長、氏子総代、紫石会の共同作業で行う。飾り物は、祭典前日に紫石会が飾り付ける。

夜の屋台は、祭典初日の夜、「乾原<sup>いぬいばら</sup>」から熊野神社に向かって曳行される。

昼のお船も同じコースをたどる。。

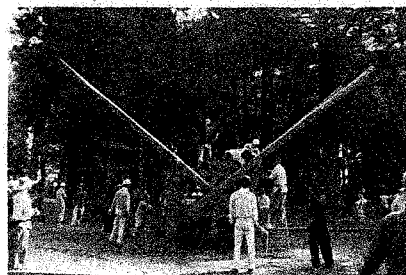
お船の飾り物、祭り囃子は、祭典2か月前から取り組む

☆ 紫石会<sup>しせきかい</sup>、伝承の担い手としての仲間、、郷土芸術伝承作業所、永続的保存が担保されている。 記録・資料が大切にされたい。 ○ 無形民俗文化財

○お船の制作過程



馬の飾り物



お船の組立



デッキを作る



背景を描く



お囃子の練習



ナルでお船の形作り

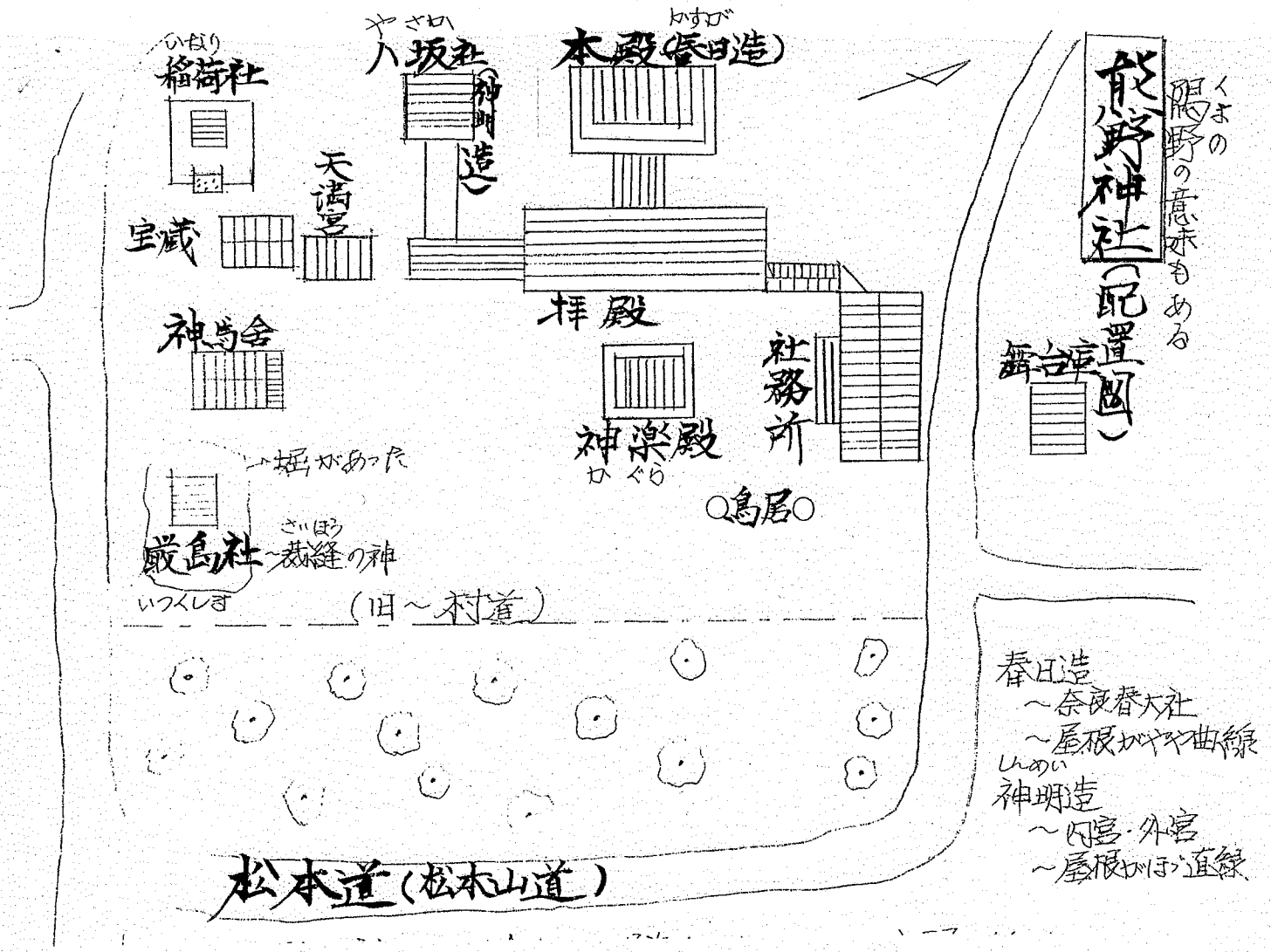


境内の掃除



乾原から熊野神社へ





注、八坂社(京都 八坂神社)は明治20年(1907)に合祀されました

### 安曇野無形文化財を守る <sup>しせき</sup> 中萱紫石会 の概要

(会の目的) 氏子(区の人たち)や世の中の平安・作物の豊作・商の繁盛を願って神社の祭事  
 が行われます。この祭りの祭神に奉納するのが 飾り物、祭り雑子 であり、古から  
 儀式として継承されてきました。

—— <sup>マシ</sup>山車 の奉納について、文書によって確認できますのは明治22年(1889)です。但、  
 江戸末期の文書によると、祭青年を若さ中 と呼び、奉納物は 花 となっています  
 ので、当時から、何らかのカタチで奉納されていたことがわかります。

(会の活動)

会員数 24 活動日数 約 80

—— 飾り物の製作と祭り雑子 の奉納

~ その特徴は(飾り-全て手作りで現物原作、忠実に忠実に作る(祭り雑子-昔か  
 らの曲を、会が始まる前より音合わせをし正確に復活させた)伝統を重んじた  
 誇り得るものと考えています。

## 国登録有形文化財「宮澤家住宅」について



宮澤家住宅主屋<sup>しゅおく</sup> 昭和11年 建築

(平成10年9月2日付 国登録有形文化財)



宮澤家はこの地方の旧家で、先々代は村長、先代は製糸業を経営した。

主屋は、入母屋造<sup>いりもやづくり</sup>、2階建てで軒の深い重厚な外観になる。戦前期の和風住宅の一典型で、座敷廻りの欄間彫刻<sup>らんま</sup>は、見応えがある。2階の32畳の大広間は、公私にわたる接客場として使用された。

宮澤家住宅はなれ 昭和10年頃 建築

(平成10年9月2日付 国登録有形文化財)



主屋に先立って宅地の西側に建築され、完成後は、はなれとして利用されている。切妻造<sup>きりづまづくり</sup>、棧瓦葺<sup>さんかわらぶき</sup>の平屋建物。外観は、主屋側は、木部をみせる造作とするが、背面側は、大壁造<sup>しっくいぬり</sup>、漆喰塗の土蔵風に造り腰下は、なまこ壁として北側の土蔵<sup>いしょう</sup>と意匠を揃えている。

### 宮澤家住宅土蔵

明治 18 年 建築

(平成 10 年 9 月 2 日付 国登録有形文化財)



切妻造、2 階建、平入の中規模の土蔵で、正面（主屋側）に幅一間の塗込の庇が<sup>ぬりこみ ひさし</sup>付く。開口部の少ない土蔵で、軒廻りは塗込の垂木や母屋<sup>たるき もや</sup>を見せる点に特徴がある。腰下はなまこ壁仕上げとするが、正面は亀甲模様とし、その他は四半貼りと変化をつけている。

### 宮澤家住宅門柱・石塀・屋根塀

大正 9 年頃・昭和 11 年頃 建築

(平成 10 年 9 月 2 日付 国登録有形文化財)

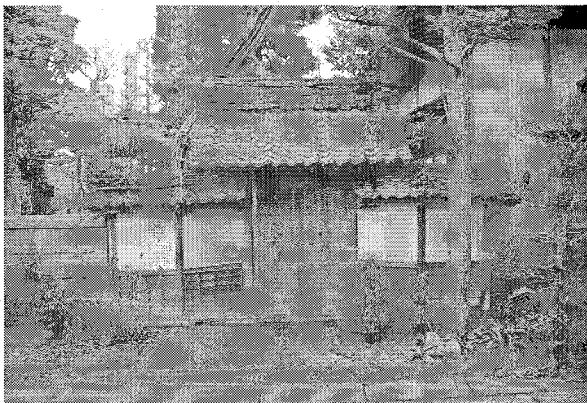


屋敷地の東面から南面を囲う塀及び門柱で、石造の門及び塀は主屋再建時に改築されたもの。表門は親柱のみで大柄の御影石切石を 3 段重ね頭部に球状の飾りを置く洒落た造形になる。石塀は、敷地南面で標準的な屋根塀と接続し、ともに屋敷構えを整えている。

### 宮澤家住宅腕木門<sup>うでき</sup>

昭和 11 年頃 建築

(平成 10 年 9 月 2 日付 国登録有形文化財)

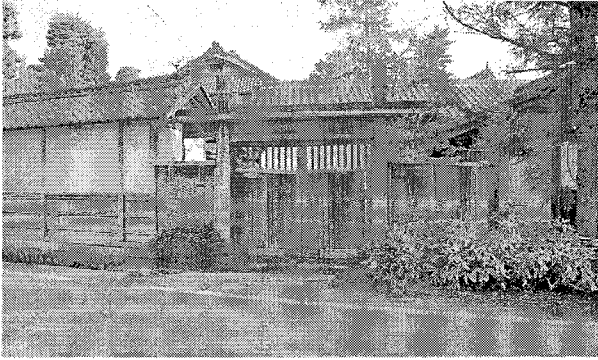


玄関右脇にあり、座敷前の庭園を区切る塀重門<sup>へいじゅうもん</sup>で、扉は一枚板で乳金具付き棟に鯨<sup>ちちかなぐ</sup>を置く重厚な構えになる。左右に屋根付きの袖塀が<sup>しやち</sup>付くが、門際の 1 間分が斜め前方に開く形になり、腰下は下見板貼とする。小規模な門ながら、主屋の表廻りを整えている。

宮澤家住宅冠木門

大正9年頃 建築

(平成10年9月2日付 国登録有形文化財)

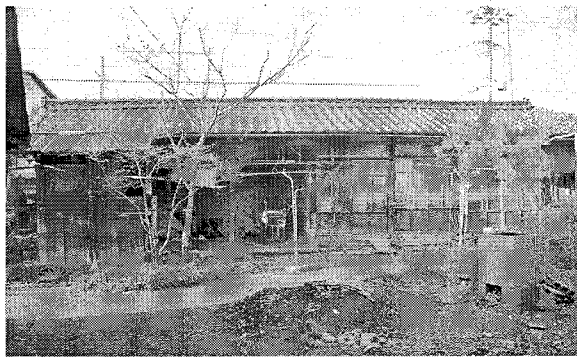


敷地内北側にある裏門で、冠木の上に小屋根を付けた特異な形態になる。内開きの門扉もんびが設けられ、左右に袖塀そでへいが付く。かつては馬が出入りしたといわれ、簡素ながら堂々とした構えになり、屋敷地背後の景観をひき立てている。

宮澤家住宅納屋・旧鶏小屋

大正9年頃 建築

(平成10年9月2日付 国登録有形文化財)



屋敷地の北東部を囲う位置に建てられた付属屋で、冠木門脇の旧鶏小屋及び、これに接続する南側の納屋からなる。納屋は、敷地境の水路に沿って建つが、外観は旧鶏小屋と同じ真壁造しんかべづくりで腰下を縦板貼りとし貫を見せる構造になり、外観は屋根塀のように見せている。